

初任者研修情報開示

情報の種類	内容
法人情報	株式会社 土屋 岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階 代表取締役 大山敏之
研修機関情報	土屋ケアカレッジ東海 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 10 番 9 号 山善ビル 6 階 【経営理念】介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として実施する。 【学則】別紙の「学則」とおり
研修の概要	別紙の「学則」とおり
課程責任者	河内 悟志
講師一覧	別紙「講師一覧」のとおり
施設設備・備品	別紙の「実技演習使用備品等一覧」のとおり
研修カリキュラム	別紙「シラバス」のとおり
連絡先	(お申込み・資料請求先) 土屋ケアカレッジ運営事務局 TEL: 050-3138-2024 Mail: college@care-tsuchiya.com Web: https://tcy-carecollege.com/

株式会社土屋 土屋ケアカレッジ東海 介護職員初任者研修 学則

(目的)

第1条 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として実施する。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は次の通りとする。

株式会社土屋 土屋ケアカレッジ東海（介護職員初任者研修課程）

(実施場所)

第3条 研修の実施場所は次の通りとする。

株式会社土屋 土屋ケアカレッジ東海

（講義・演習）〒450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目10番9号 山善ビル 6階

(研修期間)

第4条 研修の期間は次の通りとする。

ただし、開講必要人数は1名とする。

区分	実施期間	募集定員
土屋ケアカレッジ介護職員 初任者研修通学制10月コース	令和3年10月18日(月) ～令和3年11月15日(月)	20名
合計		20名

(カリキュラムおよび使用する教材)

第5条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙1-2「各科目の到達目標、評価、内容」のとおりとする。

第6条 研修に使用する教材は次の通りとする。

テキスト名：介護職員初任者研修テキスト

発行所名：中央法規出版株式会社

(担当講師)

第7条 研修を担当する講師は様式4「講師一覧」のとおりとする。

(募集時期)

第8条 令和3年10月1日より令和3年10月17日迄

(受講資格及び対象者)

第9条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 愛知県内または愛知県近郊在住・在勤で通学可能な者
- (2) 株式会社土屋の社員で、研修を必要とする者

(受講定員)

第10条 受講定員は20名とする。

(受講手続)

第11条 受講手続については次のとおりとする。

- (1) 申込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。

申込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局

TEL：050-3138-2024

Mail:college@care-tsuchiya.com

Web: <https://tcy-carecollege.com/>

受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定

(応募者多数の場合の決定方法：申込順)

- (2) 当社は書類審査の上、受講者の決定を行い受講の決定を受講者あてに通知する。
- (3) 受講の決定を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、初回授業の際に教材を手渡しする。

(研修参加費用)

第12条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額はすべて税込)

- (1) 受講料 80,000円(傷害・賠償保険料含む)
- (2) テキスト代 7,700円
- (3) 納付方法 一括納入
- (4) 納付期限 受講開始当日開講前まで

(研修欠席者に対する補講の方法、上限時間及び補講にかかる費用等の取り扱い)

第13条 補講の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 総研修時間の 1 割までとする (13 時間迄)

(ただし、やむを得ない理由に関しては、欠席届出書に記入し提出すること)

(2) 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(3) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、土屋ケアカレッジ所属の当該科目の講師要件を満たす講師が補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(4) 補講料 補講：原則無料

ただし、6 科目以降は 1 科目につき 5,500 円 (消費税込み) を徴収

(研修の延期、中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応)

第14条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 不慮の事態 (天災等) の場合、研修の継続が困難である場合は別日に振り替えを行い継続が可能になるよう努めるものとする。

(2) 研修に関して下記の苦情等の相談窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：土屋ケアカレッジ受講生担当窓口 電話 050-3138-2024

(3) 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(守秘義務・個人情報の取り扱い)

第 15 条 守秘義務・個人情報の取り扱いについては以下の通りとする。

(1) 当事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。受講者とは電磁的方法もしくは書面により同意を得る。

(2) 当事業所は、都道府県に研修実施状況を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を研修目的以外のために利用し、又は第三者に提供しない。

(修了者管理の方法)

第 16 条 修了者管理については、つぎにより行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、愛知県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
修了証の再発行手数料は 1,000 円＋発送費用（代引き手数料＋送料）とする。

（本人確認について）

第 17 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、受講申し込み受付時または研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
 - ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
 - ②住民基本台帳カードの提示
 - ③在留カード等の提示
 - ④健康保険証の提示
 - ⑤運転免許証の提示
 - ⑥パスポートの提示
 - ⑦年金手帳の提示
 - ⑧国家資格等を有する者については免許証または登録証の提示
 - ⑨マイナンバーカード表面の提示

（科目の免除）

第 18 条 科目の免除についてはこれを認めない。

（公表する情報の項目）

第 19 条 愛知県介護員養成研修事業者指定要綱 16 条に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ（<https://tcy-carecollege.com/>）において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、教育事業の概要、法人財務情報、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・兼任別）、沿革、事業所の組織

(2) 研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続き、費用、留意事項）、研修カリキュラム（科目別シラバス、担当講師一覧、研修の特色）、通信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法、修了評価（評価方法、評価者、再履修の

基準)、実績情報(過去の研修実施回数、研修修了者数)、連絡先等(申し込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先)、研修評価(受講生アンケートの結果、自己評価)

(修了の認定)

第20条 修了の認定は、次の修了評価(成績評価及び筆記試験)を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、愛知県介護員養成研修事業者指定要領別紙 1-1 から 1-2「各項目の到達目標、評価、内容」において定められている「修了時の評価のポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、各受講者の知識・技術等の習得度に基づいて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するように支援する。
- (2) 筆記試験は、第5条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (3) 評価基準は次のとおり理解度及び実技習得度の高い順に A、B、C、D の4区分で評価したうえで、C 以上の評価の受講者で評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講などを行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点 B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(受講の取り消し)

第21条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 反社会的勢力またはその関係者と認められる者

(修了証明書の交付)

第22条 修了を認定された者には、当社において愛知県介護員養成研修事業者指定要綱第8-1様式に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(施行細則)

第 23 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

研修名 土屋ケアカレッジ介護職員初任者研修課程

事業者名 株式会社土屋 土屋ケアカレッジ

実技演習使用備品等一覧

備品名	台数	所有/レンタル
介護用ベッド	2	所有・レンタル・その他 ()
車いす	4	所有・レンタル・その他 ()
ポータブルトイレ	2	所有・レンタル・その他 ()
簡易浴槽	1	所有・レンタル・その他 ()
その他備品	3 2 2 必要数 必要数 必要数	歩行補助杖 心肺蘇生人形 浴衣 紙おむつ 紙パンツ ディスポ手袋

講師一覧

講師氏名	現職	科目・項目番号、担当科目
	保有資格	
	実務経験	
井町 木綿子 (専任・兼任)	株式会社土屋	1, 職務の理解 2, 介護における尊厳の保持・自立支援 3, 介護の基本 4, 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 5, 介護におけるコミュニケーション技術 6, 老化の理解 7, 認知症の理解 8, 障害の理解 9, (1)～(14) ところとからだのしくみと生活支援技術 10, 振り返り
	介護福祉士	
	6年 8 か月	
関口 久美子 (専任・兼任)	株式会社土屋	
	介護福祉士	
	11年 7 か月	
中原 しのぶ (専任・兼任)	株式会社土屋	
	介護福祉士	
	11年 1 か月	
角南 成禅 (専任・兼任)	株式会社土屋	
	介護福祉士	
	16年 10 か月	
星 敬太郎 (専任・兼任)	株式会社土屋	
	介護福祉士	
	17年 2 か月	
河内 悟志 (専任・兼任)	株式会社土屋	
	介護福祉士	
	11年 5 か月	
堀場 真由美 (専任・兼任)	合同会社 TTT	
	介護福祉士	
	9年6か月	
熊本 恵子 (専任・兼任)	岡田医院	6, 老化の理解 7, 認知症の理解
	看護師	
	32年6か月	